

被災農林漁業者向け金融支援相談窓口 (電話) を開設しています

農業・林業・水産業の分野で被災された場合に利用可能な制度資金や、償還条件の緩和制度の紹介などを行います。

次の時間帯に、電話によるご相談を受け付けています。

◎ 受付日・時間

○ 月～金曜日（平日）

(注) 10月から、土・日曜日及び祝日を含む「毎日」から「平日」に変更になりました。

○ 8時30分～17時15分

◎ 相談窓口電話番号

089-912-2528

(愛媛県 農林水産部 農業経済課 直通)

■ 被災農林漁業者向けの主な制度資金

資金名	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金 (災害復旧施設)
資金の使いみち	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(運転資金) ※間接被災者も対象	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金
貸付限度額	1,200万円 又は、年間経費等の12/12	負担額の100% 又は、1施設当たり1,200万円のいずれか低い額
償還期限(据置)	10年(3年)	15年(3年)
貸付利率 <small>※平成30年8月20日現在</small>	0.25% (貸付当初5年間実質無利子)	0.25~0.40% (貸付当初5年間実質無利子)
融資機関	日本政策金融公庫 電話 [農業 089-933-3371 林業・漁業 086-232-3612	

※1 資金の内容は、平成30年8月3日に国が公表した支援対策を反映しています。
 ※2 これら資金を利用されるには、市町が発行する罹災証明書が必要となります。

■ 上記のほかにも、次のような資金が利用できます。

資金名	貸付対象	資金使途	融資機関
農業経営基盤強化資金(スパー-L資金)	認定農業者	施設の復旧等	公庫
農業近代化資金	認定農業者等	施設の復旧等	各JA等
JAバンクえひめ農業災害対策資金	組合員・准組合員	施設の復旧・運転資金等	各JA